

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年8月16日
【四半期会計期間】	第69期第1四半期（自 2021年4月1日 至 2021年6月30日）
【会社名】	新光商事株式会社
【英訳名】	Shinko Shoji Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小川 達哉
【本店の所在の場所】	東京都品川区大崎一丁目2番2号
【電話番号】	(03)6361-8111
【事務連絡者氏名】	管理部門統括 取締役 一色 修志
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区大崎一丁目2番2号
【電話番号】	(03)6361-8111
【事務連絡者氏名】	管理部門統括 取締役 一色 修志
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第68期 第1四半期連結 累計期間	第69期 第1四半期連結 累計期間	第68期
会計期間	自 2020年4月1日 至 2020年6月30日	自 2021年4月1日 至 2021年6月30日	自 2020年4月1日 至 2021年3月31日
売上高 (百万円)	20,814	30,358	102,898
経常利益 (百万円)	67	644	1,561
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益 (百万円)	28	464	1,255
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	124	576	1,801
純資産額 (百万円)	49,137	50,049	50,340
総資産額 (百万円)	73,304	76,512	73,489
1株当たり四半期(当期)純利 益金額 (円)	0.77	12.51	33.86
潜在株式調整後1株当たり四半 期(当期)純利益金額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	66.2	64.7	67.7

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。

- 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、当第1四半期連結累計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
- 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。
- 役員向け株式給付信託(BBT)及び従業員向け株式給付信託(J-ESOP)に残存する自社の株式は、1株当たり四半期(当期)純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

財政状態の概況

(資産)

当第1四半期連結会計期間末における総資産は、765億12百万円となり、前連結会計年度末に比べ30億22百万円増加いたしました。これは主に、受取手形、売掛金及び契約資産が22億88百万円減少したものの、現金及び預金が15億27百万円、商品及び製品が20億38百万円、未収入金が18億79百万円増加したこと等によるものであります。

(負債)

当第1四半期連結会計期間末における負債合計は、264億62百万円となり、前連結会計年度末に比べ33億13百万円増加いたしました。これは主に、未払金が3億25百万円減少したものの、支払手形及び買掛金が21億97百万円、電子記録債務が9億78百万円増加したこと等によるものであります。

(純資産)

当第1四半期連結会計期間末における純資産合計は500億49百万円となり、前連結会計年度末に比べ2億90百万円減少いたしました。これは主に、為替換算調整勘定が1億59百万円増加したものの、利益剰余金が3億13百万円減少したこと等によるものであります。

この結果、自己資本比率は64.7%（前連結会計年度末は67.7%）となりました。

経営成績の概況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症再拡大の影響により個人向けサービスが低迷する一方、世界経済の持ち直しから製造業は回復基調が続くなど業種による二極化が鮮明となりました。

エレクトロニクス業界では、昨年度後半からの製造業を中心とした生産の回復や新生活様式への変化に伴う市況回復・需要拡大の継続により、依然として世界的に半導体製品の需給は逼迫した状況にあります。

このような状況のもと、当社グループ（当社及び連結子会社）は、主要分野である産業機器関連・自動車電装機器関連・OA機器関連・娯楽機器関連いずれも前年同期比で上回る実績となりました。

これらの結果、当第1四半期連結累計期間の業績は、売上高303億58百万円（前年同四半期比45.9%増）、営業利益6億67百万円（同904.6%増）、経常利益6億44百万円（同856.6%増）、親会社株主に帰属する四半期純利益4億64百万円（同1,521.4%増）となりました。セグメントの業績は、次のとおりであります。

電子部品事業

産業機器関連・自動車電装機器関連・OA機器関連・娯楽機器関連が好調に推移いたしました。

以上の結果、半導体の売上高は169億32百万円（前年同四半期比61.0%増）、電子部品の売上高は91億75百万円（前年同四半期比48.3%増）、電子部品事業全体の売上高は261億7百万円（前年同四半期比56.3%増）となりました。

アセンブリ事業

産業機器関連・娯楽機器関連が前年並みに推移いたしました。

以上の結果、アセンブリ製品の売上高は35億15百万円（前年同四半期比2.1%増）となりました。

その他の事業

自動車電装機器関連・産業機器関連が堅調に推移いたしました。

以上の結果、電子機器及びマイクロコンピュータのソフトウェア受託開発の売上高は7億35百万円（前年同四半期比10.2%増）となりました。

(2) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当第1四半期連結累計期間において、当社グループにおける会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定について重要な変更はありません。

(3) 経営方針・経営戦略等

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(6) 従業員数

当第1四半期連結累計期間において、従業員数に著しい増加又は減少はありません。

(7) 仕入、受注及び販売の実績

当第1四半期連結会計期間末において、受注残高が710億円（前連結会計年度末比82.6%増）と著しく増加しております。これは主に新型コロナウイルス感染症の影響から生産活動が回復基調にあること、ならびに半導体製品の需給逼迫状況下において先納期オーダーが入っていることによるものです。

(8) 主要な設備

前連結会計年度末において、主要な設備の新設、除却等の計画はありません。また、当第1四半期連結累計期間において、主要な設備の新設、休止、大規模改修、除却、売却等による著しい変動はありません。

(9) 経営成績に重要な影響を与える要因

当第1四半期連結累計期間において、経営成績に重要な影響を与える要因における、新たな事項の発生および重要な変更はありません。

(10) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当第1四半期連結累計期間末の現金及び預金は、前連結会計年度末に比べ15億27百万円増加し、192億24百万円となりました。これは、商品及び製品が20億38百万円増加したものの、受取手形、売掛金及び契約資産が22億88百万円減少し、支払手形及び買掛金が21億97百万円増加したこと等によるものであります。今後、受注増に伴う在庫の積み増しなどによる運転資金の増加も想定されることから資金の流動性確保に備えてまいります。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	79,400,000
計	79,400,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (2021年6月30日)	提出日現在発行数(株) (2021年8月16日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	47,510,566	47,510,566	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	47,510,566	47,510,566	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2021年4月1日～ 2021年6月30日	-	47,510,566	-	9,501	-	9,599

(5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2021年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2021年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 10,405,300	9,012	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 37,093,800	370,938	-
単元未満株式	普通株式 11,466	-	-
発行済株式総数	47,510,566	-	-
総株主の議決権	-	379,950	-

(注) 「完全議決権株式(自己株式等)」欄の普通株式には、「役員株式給付信託(BBT)」および「従業員株式給付信託(J-ESOP)」制度の導入に伴い、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する901,200株(議決権の数9,012個)が含まれております。

なお、当該議決権の数のうち、役員株式給付信託(BBT)5,273個は、議決権不行使となっております。

【自己株式等】

2021年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
新光商事株式会社	東京都品川区大崎一丁目2番2号	9,504,100	901,200	10,405,300	21.90
計	-	9,504,100	901,200	10,405,300	21.90

(注) 1. 他人名義で保有している理由等

保有理由	名義人の氏名又は名称	名義人の住所
役員向け「株式給付信託(BBT)」制度の信託財産として527,300株保有	株式会社日本カストディ銀行(信託E口)	東京都中央区晴海1-8-12
従業員向け「株式給付信託(J-ESOP)」制度の信託財産として373,900株保有	株式会社日本カストディ銀行(信託E口)	東京都中央区晴海1-8-12

2. 当第1四半期会計期間末日現在の自己株式数は10,393,418株であります。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（2007年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、清陽監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2021年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	17,697	19,224
受取手形及び売掛金	23,960	-
受取手形、売掛金及び契約資産	-	21,671
商品及び製品	16,840	18,879
仕掛品	14	48
未収入金	8,141	10,021
その他	182	183
貸倒引当金	4	5
流動資産合計	66,833	70,023
固定資産		
有形固定資産	916	888
無形固定資産	495	472
投資その他の資産		
投資有価証券	3,242	3,119
繰延税金資産	165	166
その他	1,839	1,844
貸倒引当金	3	3
投資その他の資産合計	5,244	5,127
固定資産合計	6,656	6,488
資産合計	73,489	76,512
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	11,073	13,270
電子記録債務	2,012	2,991
短期借入金	1,295	1,327
1年内返済予定の長期借入金	2,500	1,000
未払法人税等	149	260
未払金	2,777	2,452
賞与引当金	437	249
役員賞与引当金	44	11
その他	495	1,078
流動負債合計	20,785	22,643
固定負債		
長期借入金	600	2,100
繰延税金負債	274	258
再評価に係る繰延税金負債	4	4
役員株式報酬引当金	75	78
従業員株式報酬引当金	128	125
退職給付に係る負債	963	913
その他	316	338
固定負債合計	2,363	3,819
負債合計	23,149	26,462

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2021年6月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	9,501	9,501
資本剰余金	9,599	9,599
利益剰余金	37,679	37,365
自己株式	8,298	8,288
株主資本合計	48,482	48,178
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	955	899
繰延ヘッジ損益	0	0
土地再評価差額金	50	50
為替換算調整勘定	328	488
退職給付に係る調整累計額	6	6
その他の包括利益累計額合計	1,241	1,344
非支配株主持分	616	525
純資産合計	50,340	50,049
負債純資産合計	73,489	76,512

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)
売上高	20,814	30,358
売上原価	18,838	27,632
売上総利益	1,975	2,726
販売費及び一般管理費	1,909	2,058
営業利益	66	667
営業外収益		
受取利息	6	6
受取配当金	30	37
仕入割引	1	1
雑収入	33	25
営業外収益合計	71	70
営業外費用		
支払利息	16	11
為替差損	47	79
売上割引	0	-
雑支出	6	2
営業外費用合計	71	93
経常利益	67	644
特別利益		
投資有価証券売却益	-	27
特別利益合計	-	27
特別損失		
固定資産除売却損	0	-
特別損失合計	0	-
税金等調整前四半期純利益	67	671
法人税等	41	198
四半期純利益	25	473
非支配株主に帰属する四半期純利益又は非支配株主に帰属する四半期純損失()	3	9
親会社株主に帰属する四半期純利益	28	464

【四半期連結包括利益計算書】
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)
四半期純利益	25	473
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	160	56
繰延ヘッジ損益	0	0
為替換算調整勘定	62	159
退職給付に係る調整額	0	0
その他の包括利益合計	98	103
四半期包括利益	124	576
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	127	567
非支配株主に係る四半期包括利益	3	8

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

該当事項はありません。

(会計方針の変更)

1. 収益認識に関する会計基準 関連

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準という。」)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、出荷時に収益を認識しておりました商品の販売については、着荷時に収益を認識する方法に変更しております。

また、買戻し契約に該当する有償支給取引については、従来は支給先から受け取る対価を収益として認識しておりましたが、当該収益を認識しない方法に変更するとともに、当該有償支給した支給品について、消滅を認識する方法から、消滅を認識しない方法へと変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当第1四半期連結会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当第1四半期連結会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当第1四半期連結会計期間の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、当第1四半期連結累計期間の売上高が871百万円、売上原価は840百万円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益がそれぞれ31百万円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高は17百万円減少しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当第1四半期連結会計期間より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示することといたしました。なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度について新たな表示方法により組替を行っておりません。

2. 時価の算定に関する会計基準 関連

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、四半期連結財務諸表に与える影響はありません。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益(損失)に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益(損失)に当該見積実効税率を乗じて計算しております。ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を使用する方法によっております。

(追加情報)

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

(役員向け株式給付信託)

当社は、取締役及び監査役に対する業績連動型株式報酬制度として「株式給付信託(BBT)」を導入しております。(以下、「本制度」という。)

(1) 取引の概要

本制度の導入に際し「役員株式給付規程」を制定し、それに基づき、将来給付する株式を予め取得させるために信託銀行に金銭を信託し、信託銀行はその信託された金銭により当社株式を取得しております。(以下、「本信託」という。)

本制度は、役員株式給付規程に基づき、取締役及び監査役にポイントを付与し、そのポイントに応じて、取締役及び監査役に株式を給付する仕組みです。

(2) 会計処理

「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 2015年3月26日)を適用し、本制度に関する会計処理としては、信託の資産及び負債を企業の資産及び負債として貸借対照表に計上する総額法を適用しております。

本信託が保有する自己株式は、純資産の部に自己株式として表示しており、当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前連結会計年度340百万円、527,300株、当第1四半期連結会計期間340百万円、527,300株であります。

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

該当事項はありません。

(従業員向け株式給付信託)

当社は、幹部従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託(J-ESOP)」を導入しております。(以下「本制度」という。)

(1) 取引の概要

本制度の導入に際し「従業員株式給付規程」を制定し、それに基づき、将来給付する株式を予め取得させるために信託銀行に金銭を信託し、信託銀行はその信託された金銭により当社株式を取得しております。(以下、「本信託」という。)

本制度は、従業員株式給付規程に基づき、幹部従業員にポイントを付与し、そのポイントに応じて、幹部従業員に株式を給付する仕組みです。

(2) 会計処理

「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 2015年3月26日)を適用し、本制度に関する会計処理としては、信託の資産及び負債を企業の資産及び負債として貸借対照表に計上する総額法を適用しております。

本信託が保有する自己株式は、純資産の部に自己株式として表示しており、当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前連結会計年度331百万円、373,900株、当第1四半期連結会計期間321百万円、362,000株であります。

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

該当事項はありません。

(会計上の見積りに対する新型コロナウイルス感染症の影響)

前連結会計年度の有価証券報告書の(追加情報)(会計上の見積りに対する新型コロナウイルス感染症の影響)に記載した新型コロナウイルス感染症に関する仮定について重要な変更はありません。

(四半期連結貸借対照表関係)

1 保証債務

非連結子会社の支払債務に対し、債務保証を行っております。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2021年6月30日)
楽法洛(深セン)貿易有限公司 (支払債務)	64百万円 (3,858千人民元)	152百万円 (8,896千人民元)
計	64百万円	152百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)
減価償却費	72百万円	65百万円
のれんの償却額	3	3

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年6月4日 取締役会	普通株式	532	14	2020年3月31日	2020年6月8日	利益剰余金

(注) 1. 2020年6月4日取締役会決議による配当金の総額には、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する自社の株式に対する配当金13百万円が含まれております。

2. 2019年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。「1株当たり配当額」につきましては、当該株式分割後の金額を記載しております。

当第1四半期連結累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)

配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2021年6月4日 取締役会	普通株式	760	20	2021年3月31日	2021年6月8日	利益剰余金

(注) 2021年6月4日取締役会決議による配当金の総額には、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する自社の株式に対する配当金18百万円が含まれております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位: 百万円)

	報告セグメント				調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	電子部品事業	アセンブリ 事業	その他の事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	16,703	3,442	667	20,814	-	20,814
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	16,703	3,442	667	20,814	-	20,814
セグメント利益	504	53	27	585	519	66

(注) 1. セグメント利益の調整額 519百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用 519百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない管理部門経費及び共通経費であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位: 百万円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	電子部品事業	アセンブリ 事業	その他の事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	26,107	3,515	735	30,358	-	30,358
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	26,107	3,515	735	30,358	-	30,358
セグメント利益	1,098	30	16	1,145	477	667

(注)1. セグメント利益の調整額 477百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用 477百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない管理部門経費及び共通経費であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3. 会計方針の変更に記載のとおり、当第1四半期連結会計期間の期首から収益認識会計基準等を適用し、収益認識に関する会計処理方法を変更したため、事業セグメントの利益又は損失の算定方法を同様に変更しております。

当該変更により、従来の方法に比べて、当第1四半期連結累計期間の「電子部品事業」の売上高は604百万円減少、セグメント利益は22百万円減少し、「アセンブリ事業」の売上高は264百万円減少、セグメント利益は8百万円減少し、「その他事業」の売上高は2百万円減少し、セグメント利益は0百万円減少しております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当第1四半期連結累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			
	電子部品事業	アセンブリ事業	その他の事業	計
電子部品	9,175	-	-	9,175
半導体	16,932	-	-	16,932
アセンブリ製品	-	3,515	-	3,515
その他	-	-	735	735
顧客との契約から生じる収益	26,107	3,515	735	30,358
その他の収益	-	-	-	-
外部顧客への売上高	26,107	3,515	735	30,358

なお、「四半期財務諸表に関する会計基準」(2020年3月31日)第28-15項に定める経過的な取扱いに従って、前第1四半期連結累計期間に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報は記載しておりません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	0円77銭	12円51銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額 (百万円)	28	464
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期 純利益金額(百万円)	28	464
普通株式の期中平均株式数(千株)	37,022	37,112

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりませ
 ん。

2. 株主資本において自己株式として計上されている株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する自
 社の株式は、1株当たり四半期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に
 含めております。

1株当たり四半期純利益金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数
 役員向け株式給付信託(BBT)
 前第1四半期連結累計期間594,000株、当第1四半期連結累計期間527,300株
 従業員向け株式給付信託(J-ESOP)
 前第1四半期連結累計期間389,550株、当第1四半期連結累計期間366,350株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

2021年6月4日の取締役会において、次のとおり剰余金の配当を行うことを決議いたしました。

- (イ) 配当金の総額.....760百万円
- (ロ) 1株当たりの金額..... 20円00銭
- (ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日..... 2021年6月8日
- (注) 2021年3月31日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行いました。

その他の該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年8月6日

新光商事株式会社

取締役会 御中

清陽監査法人

東京都港区

指定社員
業務執行社員 公認会計士 野中 信男 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 石井 和人 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 智喜 印

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている新光商事株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、新光商事株式会社及び連結子会社の2021年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。